

「ゲノム編集生物のカルタヘナ法上の整理及び取扱方針案に関する意見書(案)」に対する意見
(環境省パブリックコメントに提出)

日本有機農業研究会 2018年10月11日

1. 国連環境開発会議(ブラジル・リオデジャネイロ、1992年)のいわゆるリオ宣言は、環境ひいては人々の健康(食品安全)に及ぼす影響に対して、悪影響を示す証拠等が不十分であっても、現時点で措置をとるという「予防原則」の考え方を採り入れた。このゲノム編集技術により得られた生物(ゲノム編集生物)すべてについて、「予防原則」の考え方に立ち、禁止を含み厳しく規制すべきである。私たち日本有機農業研究会は、遺伝子組換え生物についてもそうだが、ゲノム編集生物についても「禁止」を要求する。

2. このゲノム編集生物は、自然界で起きる突然変異とは全く別物であり、人が人為的に遺伝子を操作する「遺伝子操作」であり、自然界に存在しなかった新規生物をつくり出すことにほかならない。しかもその商業利用により大量に生産・販売されることが予想される。カルタヘナ法の趣旨・目的を踏まえ、法制定当時は主に「遺伝子組換え技術」が課題だったが、現在は「ゲノム編集技術」が新たに商業利用の対象になってきたことにかんがみ、すべて遺伝子を操作する技術については、カルタヘナ法の規制対象内とみなし、すべてのゲノム編集生物を規制対象とすべきである。

3. 2を踏まえ、すべてのゲノム編集生物を含むすべての遺伝子操作により得られた生物について、届け出を義務化し、情報を把握すべきである。環境影響評価及び健康(食品安全)影響評価の対象とすべきである。そしてまた、それらの情報を公開すべきである。

4. ゲノム編集生物は食品として利用されることになるが、本来、食べものは自然界のものを長い年月をかけた経験の中から活用するものである。私たちはゲノム編集技術生物の食品利用に反対であるが、ゲノム編集技術生物すべてについても現行遺伝子組換え食品の枠組みで健康(食品安全)影響評価を行い、表示義務づけ等の規制を行うべきであり、当該「意見書(案)」でも、そのことに言及すべきである。

以上